

○公益社団法人さいたま観光国際協会スポーツイベント開催助成金交付要綱  
(制定 平成23年10月3日 要綱第1号)

改正 平成25年 10月1日 規則第5号

改正 平成27年 3月27日 要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市内におけるスポーツイベントの誘致及び開催の推進を図るため、予算の範囲内において公益社団法人さいたま観光国際協会スポーツイベント開催助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 市内事業者とは、さいたま市内に本社、支社、事業所又は店舗等を有する法人又は個人の事業者をいう。
- (2) 必要経費総額とは、市内事業者又は公益社団法人さいたま観光国際協会会員（以下「市内事業者等」という。）へ支払った経費及びその他の経費を合算した経費総額をいう。
- (3) 国内大会とは、関東ブロック規模以上の大会をいう。
- (4) 国際大会とは、日本を含む2カ国以上の国又は地域が参加する大会をいう。

(交付の対象)

第3条 助成金交付の対象とするスポーツイベントは、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) さいたまスポーツコミッションの誘致支援活動によるもの
- (2) さいたま市内を主たる会場として開催されるもの
- (3) さいたま市外からの相当数の参加（選手及び役員等を含む。）があるもの又は多数の誘客が見込まれるもの
- (4) 地域のスポーツ、産業及び経済等の振興に寄与するもの
- (5) さいたまスポーツコミッションが実施する経済波及効果等の調査に対して、十分な結果が得られるよう協力できるもの
- (6) さいたまスポーツコミッションの協力を得ている事を広報できるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの

- (2) 政治的、宗教的な活動を目的とするもの
  - (3) 特定企業の営利活動を主たる目的とするもの
  - (4) 暴力団等反社会的勢力の利益となるもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、公益社団法人さいたま観光国際協会会長（以下「会長」という。）が不適當と認めるもの
- （交付対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、市内事業者等に支払ったものとする。

（助成金の額）

第5条 助成金は予算の範囲内において交付するものとし必要経費総額の2分の1を乗じて得た額の範囲内で、別表に定めるいずれかの区分に応じた額を限度とする。ただし、市内事業者等へ支払った額が区分に応じた額に満たない場合、市内事業者等へ支払った額を限度とする。

- 2 助成金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
- （交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請人」という。）は、スポーツイベント開催助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、会則又は規約等
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 資金計画書（別紙2）
- (4) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める資料

- 2 前項の規定による申請は、スポーツイベント開催前年度の6月末日までに協議を行った後、開催前年度末までに行わなければならない。ただし、会長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（審査会の設置）

第7条 助成金の交付の適正を期するため、スポーツイベント開催助成金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、会長の諮問に応じ、助成金の申請内容について審査し、その結果を答申するものとする。
- 3 審査会は、委員若干名をもって構成し、委員は会長が指名する。

（交付の決定）

第8条 会長は、審査会の答申を受け、当該申請が助成金を交付すべきものと認めたときは、スポーツイベント開催助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと認めたものについては、スポーツイベント開催助成金

不交付決定通知書（様式第3号）により、申請人に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合において、必要な条件を付することができるものとする。

（申請内容の変更）

第9条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた申請人は、事業計画、予算及び事業内容等を変更（会長が認める軽微な変更を除く。）し、又は、スポーツイベントの開催が困難になった場合は、速やかにスポーツイベント開催助成金事業変更申請書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による変更申請があった場合、申請内容が当初の申請に対する審査会の審査結果に則しているか等を確認した上で、スポーツイベント開催助成金事業変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により、申請人に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 助成金の交付決定を受けた申請人は、事業終了後速やかにその開催状況について、スポーツイベント開催実績報告書（様式第6号）に決算報告書（別紙3）を添付して会長に報告するものとする。

- 2 会長は、必要と認めるときは、助成金の使用状況等について調査を行うことができる。

（交付額の確定）

第11条 会長は、前条第1項の報告について、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付額を確定し、スポーツイベント開催助成金交付額確定通知書（様式第7号）により、申請人に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 申請人は、前条の規定による通知を受けた場合、速やかにスポーツイベント開催助成金交付請求書（様式第8号）を会長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第13条 助成金の交付は、前条の規定による請求に基づき、申請人名義の口座に直接振り込むことにより、これを行うものとする。

（助成金の返還）

第14条 会長は、助成金の交付を受けた申請人が次の各号のいずれかに該当する場合と認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 申請事項に虚偽又は事実と相違する記載があった場合
- (2) 助成金を他の用途に使用した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不相当と認める事由が生じた場合  
(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、  
会長が別に定める。

附 則 (平成23年10月3日要綱第1号)

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日規則第5号)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日要綱第1号)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成27年4月1日以降にスポーツイベント開催助成金交付  
申請を行う大会に適用する。

別表 (第5条関係)

区分	基準人数	交付限度額	
		国内大会	国際大会
参加者割	200人以上400人未満	30万円	60万円
	400人以上600人未満	50万円	100万円
	600人以上1,000人未満	80万円	160万円
	1,000人以上	100万円	200万円
観客割	1,000人以上2,000人未満	30万円	60万円
	2,000人以上3,000人未満	50万円	100万円
	3,000人以上10,000人未満	80万円	160万円
	10,000人以上	100万円	200万円